

# 第1章

## 目的と位置付け

- 1 背景
- 2 目的
- 3 目標とする年次
- 4 位置付け
- 5 街づくりの基本的な考え方
- 6 荒川区の人口の推移と予測

## 1 背景

荒川区都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的かつ総合的な街づくりの指針となる計画です。荒川区では、平成9年3月に荒川区都市計画マスタープランを策定し、区民の居住・生活の場であるとともに、商業、工業等の諸機能が集積する場である本区の街づくりに取り組んできました。

この間に、新たな鉄道網や都市計画道路などの整備、駅前を中心とした市街地再開発事業が実施され、利便性の向上や都市機能の集積が進んできました。その一方で、社会・経済情勢の変化による工業系土地利用から住宅への転換や高層建物の立地などがみられます。また、進行する少子高齢化への対応や、木造密集市街地における防災まちづくりの継続的な取組などが課題となっています。

本マスタープランは、こうした情勢の変化や課題に対応するため、現行マスタープランの内容を見直し、新たに策定するものです。

## 2 目的

荒川区都市計画マスタープランは、荒川区基本構想（平成19年3月）が目指す将来像「幸福実感都市 あらかわ」を実現するための都市整備に関するマスタープランです。

このマスタープランは、住民の意見を反映し、荒川区全体の将来都市像や地域別の街づくりの将来像、整備方針等を定めた総合的な都市整備の指針とすることを目的とします。

## 3 目標とする年次

荒川区都市計画マスタープランは、おおむね20年後である平成40年（2028年）の荒川区の都市の将来像を目標として策定し、街づくりに取り組むものとします。

なお、社会・経済情勢の変化等によって、見直しの必要が生じた場合は、適時・適切に対応するものとします。

## 4 位置付け

荒川区都市計画マスタープランは、都市計画法に定められた計画であるとともに、今後の街づくりの指針となる計画であり、その位置付けは、以下のようになります。

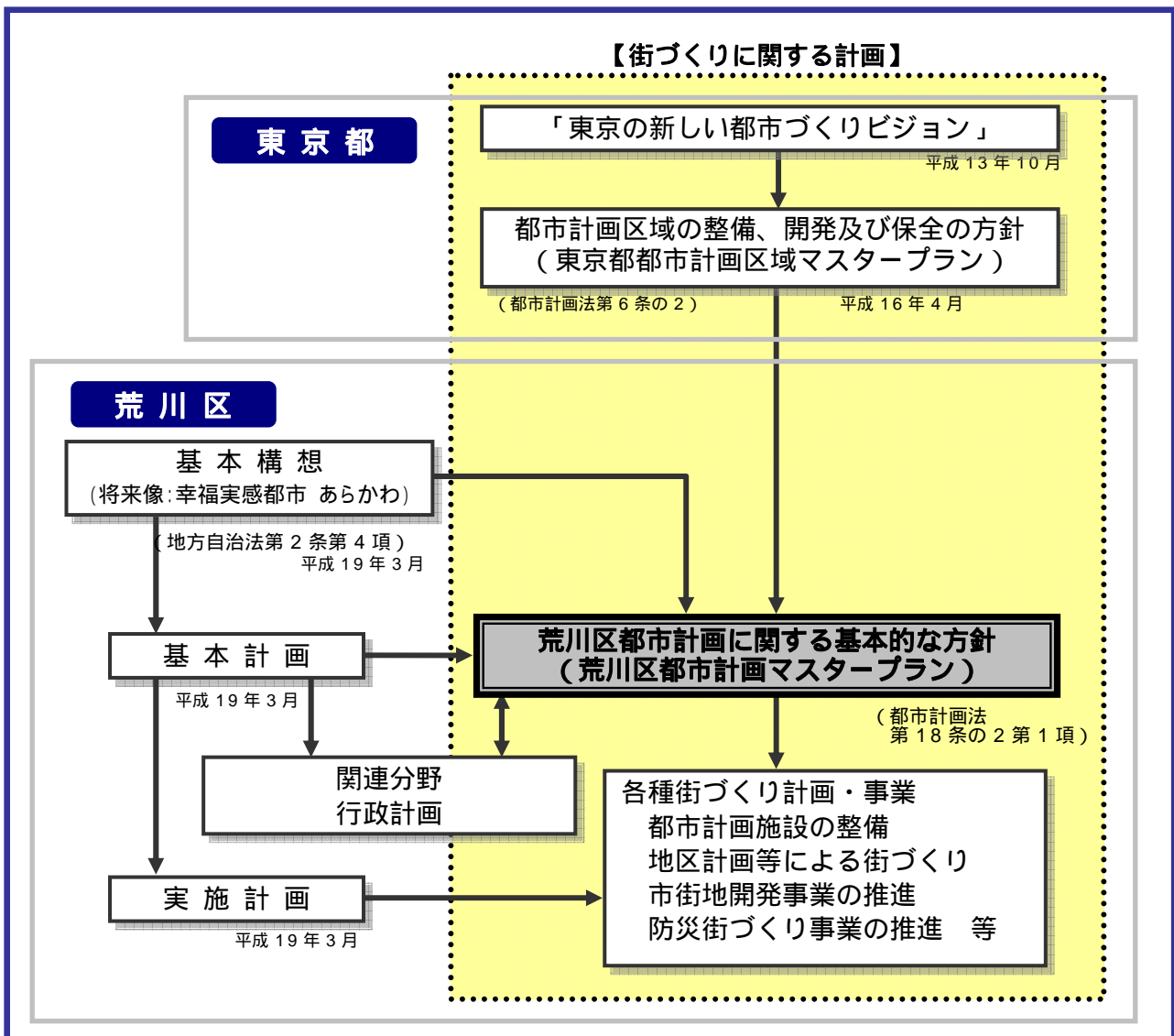
荒川区都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」となります。

荒川区基本構想並びに東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東京都都市計画区域マスタープラン）」に即し、荒川区基本計画を補完し、他の行政計画との連携の下に、荒川区の総合的な街づくりを推進するための指針となります。

区民の意見を反映して策定する都市計画に関する基本的な方針となります。

具体的な街づくりの推進に当たって、都市計画の見直し、道路・公園等の都市計画施設の整備、災害に強い街づくりの推進などの各種街づくり事業の推進等の施策を展開していく上での指針となります。

行政計画体系における位置付けや相互の関連性については、下図に示すとおりです。



## 5 街づくりの基本的な考え方

荒川区都市計画マスタープランは、都市における土地や建物の用途・形態などのルール化や、再開発などによる建物の更新（建て替え）、道路・公園などの公共施設の整備など区民の暮らしの基盤となる都市の物的な要素（ハード面）の計画を示したものです。この計画をもとに、荒川区の街の在り方や方向性を検討し、今後の街づくりを進めていくことになります。

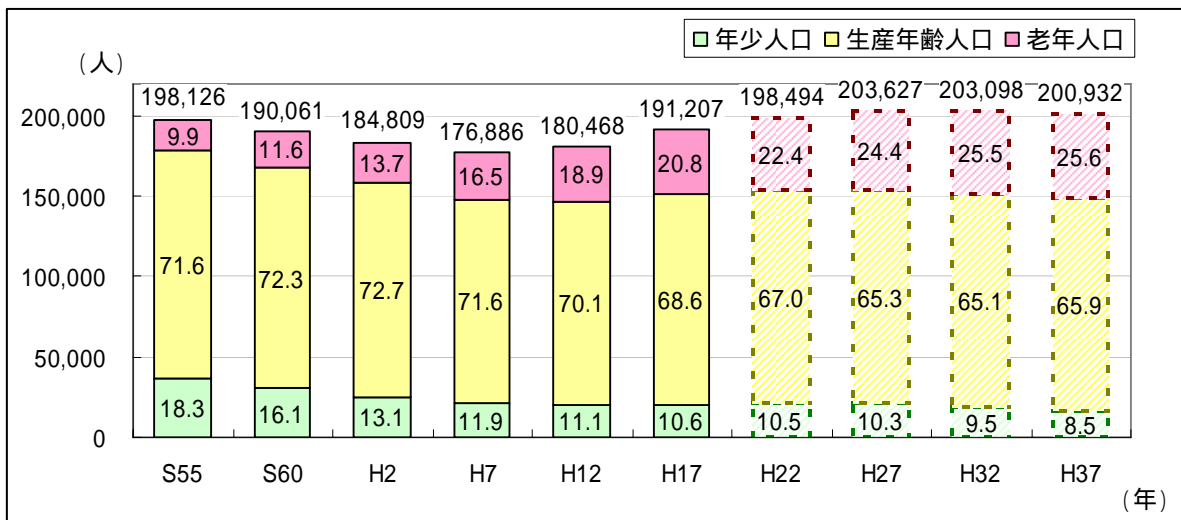
しかし、近年、区を取り巻く社会状況や暮らしに対する区民の意識等の変化により、都市の物的な要素の計画だけでは街づくりを進めていくことが難しくなっています。今後の街づくりを推進する際には、良好な地域コミュニティの形成や活力ある産業振興、福祉・健康施策などの各種事業（ソフト面）と緊密に連携しながら、様々な関係者がこの計画を共有し、実現に向けて取り組むことが必要になってきます。

荒川区基本構想では、基本理念の一つに、「区民の主体的なまちづくりへの参画」を掲げています。荒川区の下町らしい人情味あふれるコミュニティを基礎とする地域力を最大限に活用するため、街づくりへの参画の仕組みづくりや参加機会の拡大により、区民との連携を更に強固にし、将来像『幸福実感都市 あらかわ』の実現に向けて荒川区の街づくりを推進します。

## 6 荒川区の人口の推移と予測

荒川区都市計画マスタープランでは、以下に示す荒川区の将来の人口予測を踏まえて計画を策定しています。荒川区の人口は、平成21年1月に20万人を突破しましたが、東京都総務局統計部の予測（平成19年3月）では中長期的に緩やかに減少することが予想されています。

【人口推移・人口予測】



(国勢調査、東京都総務局統計部)